

秋田市公文書管理委員会運営要領新旧対照表

改 正 案	現 行	説 明
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条および第 5 条 削除</p> <p>(意見等の聴取等)</p> <p>第 6 条 委員会は、条例第 21 条第 2 項の規定において読み替えて準用する<u>秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 28 年秋田市条例第 8 号）</u>（以下「<u>読替え後の審査会条例</u>」という。）<u>第 5 条第 4 項</u>の規定により、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定させるときは、これらの者にその日時および場所を書面により通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>読替え後の審査会条例第 6 条第 1 項</u>の規定による申立ては、書面によるものとする。</p> <p>3 委員会は、<u>読替え後の審査会条例第 6 条第 1 項</u>の規定により、<u>審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるときは、当該審査請求人等にその日時および場所を書面により通知するも</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(理由説明書)</u></p> <p>第 4 条 委員会は、市長に対して、<u>相当の期間を定めて、利用の請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨又は利用させない旨の決定の理由を記した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の理由説明書が提出されたときは、異議申立人および参加人にその写しを送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(反論意見書)</u></p> <p>第 5 条 委員会は、<u>異議申立人および参加人に対し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する反論等を記した書面（以下「反論意見書」という。）の提出を求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の反論意見書が提出されたときは、市長にその写しを送付するものとする。</u></p> <p>(意見等の聴取等)</p> <p>第 6 条 委員会は、<u>条例第 21 条の規定において読み替えて準用する秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第 39 号）</u>（以下「<u>読替え後の情報公開条例</u>」という。）<u>第 21 条第 4 項</u>の規定により、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定させるときは、これらの者にその日時および場所を書面により通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>読替え後の情報公開条例第 22 条第 1 項</u>の規定による申立ては、書面によるものとする。</p> <p>3 委員会は、<u>読替え後の情報公開条例第 22 条第 1 項</u>の規定により、<u>異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるときは、当該異議申立人等にその日時および場所を書面により</u></p>	<p>・理由説明書は、行政不服審査法（以下「行服法」という。）第 29 条に弁明書※¹として規定されているため削除</p> <p>・反論意見書※²は、行服法第 30 条に反論書等として規定されているため削除</p> <p>・第 6 条以下については、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定によるもの又は行服法改正による規定の改正</p> <p>※¹ 弁明書とは、総務部文書法制課（以下「文書法制課」という。）が総務部総務課（以下「総務課」という。）に求められ作成するもの。総務課は、弁明書を審査請求人等に送付する。</p> <p>※² 反論書等とは、審査請求人等が弁明書に対して反論するもの。総務課は、反論書等を文書法制課等に送付する。</p>

のとする。

4 委員会は、読替え後の審査会条例第5条第4項又は第6条第1項の規定により意見等の聴取等を行う場合は、秋田市総務部文書法制課の職員の同席を求めることとする。

(補佐人)

第7条 審査請求人又は参加人が、読替え後の審査会条例第6条第2項の規定により、補佐人の付添いを申し出るときは、書面により行うものとする。

(意見等の陳述者の数)

第8条 読替え後の審査会条例第5条第4項の規定による事実の陳述をする者又は読替え後の審査会条例第6条の規定による口頭で意見を述べる者の数は、審査請求人等、審査請求人の代理人および補佐人を含めて5人以内とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(指名委員による報告)

第9条 読替え後の審査会条例第8条の規定により委員会の指名する委員は、同条の規定による調査手続を行ったときは、当該調査手続の概要を記載した調書を作成し、委員会に報告しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 読替え後の審査会条例第9条第2項の規定による申出は、書面によるものとする。

2 読替え後の審査会条例第9条第4項の規定による閲覧の日時および場所の指定は、書面により通知するものとする。

第11条および第12条 (略)

通知するものとする。

4 委員会は、読替え後の情報公開条例第21条第4項又は第22条第1項の規定により意見等の聴取等を行う場合は、秋田市総務部文書法制課の職員の同席を求めることとする。

(補佐人)

第7条 異議申立人又は参加人が、読替え後の情報公開条例第22条第2項の規定により、補佐人の付添いを申し出るときは、書面により行うものとする。

(意見等の陳述者の数)

第8条 読替え後の情報公開条例第21条第4項の規定による事実の陳述又は読替え後の情報公開条例第22条の規定による口頭で意見を述べる者の数は、異議申立人等、異議申立人の代理人および補佐人を含めて5人以内とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(指名委員による報告)

第9条 読替え後の情報公開条例第24条の規定により委員会の指名する委員は、同条の規定による調査手続を行ったときは、当該調査手続の概要を記載した調書を作成し、委員会に報告しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 読替え後の情報公開条例第25条第1項の規定による申出は、書面によるものとする。

2 読替え後の情報公開条例第25条第2項の規定による閲覧の日時および場所の指定は、書面により通知するものとする。

第11条および第12条 (略)